○国土交通省告示第百八十六号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第五条の十第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

平成二十四年二月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

下水道法施行令第五条の十第二号の国土交通大臣が定める措置を定める件

一　汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

二　汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

三　汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百八十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年二月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－483号	仕切り甲板（Ａ60級）	ハイテックスＫＤ20－Ａ60	株式会社神戸タフ興産	兵庫県神戸市西区白水三丁目１番20号

○国土交通省告示第百八十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年二月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4715号	自動復原膨脹式救命いかだ	ＦＲＮ－Ｒ－50型	藤倉ゴム工業株式会社	決議ＭＳＣ．293(87)、ＭＳＣ．295(87)及びＭＳＣ．323(89)の適合確認

○国土交通省
環境省告示第１号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第十三条第六号の規定に基づき、国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を次のように定める。

平成二十四年二月二十一日

国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

下水道法施行令第十三条第六号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を定める件

一　汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

二　汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

三　汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	ＢＡ　七・一〇～一〇七・〇〇	一九・九四〇	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　七・一〇～一〇七・〇〇 二一・〇〇～一九四・〇〇	五二・九四〇 四〇・五三四	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十一日

近畿地方整備局長　上總　周平

第１　起業者の名称　和歌山県

第２　事業の種類　県道泉佐野打田線改築工事（和歌山県紀の川市重行字東中原地内から同市重行字東柳原地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県紀の川市重行字東中原、字東柳原及び字西柳原地内

２　使用の部分　和歌山県紀の川市重行字東中原、字東柳原及び字西柳原地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県紀の川市重行字石原地内から同市重行字東柳原地内までの延長512mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道泉佐野打田線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道泉佐野打田線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき和歌山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、和歌山県紀の川市内の大阪府境を起点とし、同市内の一般国道24号との接続点を終点とする延長約９kmの路線であり、大阪府泉佐野市を起点とする府道泉佐野打田線と接続して大阪府と和歌山県とを南北に連携する主要幹線道路である。

また、本路線は、一般国道24号や県道粉河加太線など紀北地域を東西に結ぶ広域幹線道路と接続し、さらに、国土交通大臣により整備が進められている京都府、奈良県及び和歌山県を結ぶ高規格幹線道路である一般国道24号「京奈和自動車道」と打田インターチェンジ（仮称）において接続する予定であり、自動車交通量の増加が予測されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多く、小学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道等が設置されておらず、車道幅員が道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定値を満たさない区間が一部存在することから、車両と歩行者等の交通がふくそうし、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。